

奥州市ふれあいの丘公園体育施設 施設使用料一覧表

(1) 総合体育館 施設使用料

使用区分			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日					
			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで			
貸切使用 1時間まで ごとに	メイン アリーナ	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,580円	1,980円	2,370円	1,980円	2,370円	2,830円	
			その他の催しに使用する場合	一般	3,300円	4,120円	4,950円	4,120円	4,950円	5,940円	
			その他の催しに使用する場合		6,600円	8,250円	9,900円	8,250円	9,900円	11,880円	
		入場料を 徴収する 場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	3,300円	4,120円	4,950円	4,120円	4,950円	5,940円	
			その他の催しに使用する場合	一般	6,600円	8,250円	9,900円	8,250円	9,900円	11,880円	
			その他の催しに使用する場合	営利を 目的としない場 営利を 目的とする場合	9,900円	12,370円	14,850円	12,370円	14,850円	17,820円	
	サブ アリーナ	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	350円	440円	520円	440円	520円	620円	
			その他の催しに使用する場合	一般	700円	880円	1,050円	880円	1,050円	1,260円	
			その他の催しに使用する場合		1,400円	1,760円	2,110円	1,760円	2,110円	2,530円	
		入場料を 徴収する 場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	700円	880円	1,050円	880円	1,050円	1,260円	
			その他の催しに使用する場合	一般	1,400円	1,760円	2,110円	1,760円	2,110円	2,530円	
			その他の催しに使用する場合	営利を 目的としない場 営利を 目的とする場合	2,110円	2,640円	3,160円	2,640円	3,160円	3,790円	
会議室等	選手控室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合							1室につき110円		
		その他の催しに使用する場合							1室につき220円		
	会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合								1室につき110円	
		その他の催しに使用する場合								1室につき220円	
ミーティング ルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合								1室につき110円		
	その他の催しに利用する場合								1室につき220円		
個人使用	メインアリーナ及びサブアリーナ	児童 及び生徒	普通使用							1人1回の入場につき110円	
			回数使用							6回で550円	
		一般	普通使用								1人1回の入場につき330円
			回数使用								6回で1,650円
	トレーニングルーム	児童 及び生徒	普通使用							1人1回の入場につき110円	
			回数使用							6回で550円	
一般	普通使用								1人1回の入場につき330円		
回数使用									6回で1,650円		

(2) 多目的運動広場 施設使用料

使用区分			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			
			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
貸切使用 1時間まで ごとに	入場料を 徴収しない 場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	260円	330円	390円	330円	390円	470円
		その他の催しに使用する場合	一般	520円	660円	790円	660円	790円	940円
		その他の催しに使用する場合		1,050円	1,320円	1,580円	1,320円	1,580円	1,890円
	入場料を 徴収する 場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	520円	660円	790円	660円	790円	940円
		その他の催しに使用する場合	一般	1,050円	1,320円	1,580円	1,320円	1,580円	1,890円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的と しない場合 営利を目的と する場合	1,580円	1,980円	2,370円	1,980円	2,370円	2,840円
その他の催しに使用する場合		3,160円	3,960円	4,750円	3,960円	4,750円	5,690円		

(3) クライミングウォール 施設使用料

使用区分			土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日	
			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで
貸切使用 1時間まで ごとに	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	130円	160円	160円	190円
		一般	260円	330円	330円	390円
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	520円	660円	660円	790円
		営利を目的とする場合	1,050円	1,320円	1,320円	1,580円
個人使用	一般	普通使用				1人1回につき330円
		回数使用				6回で1,650円
	児童及び生徒	普通使用				1人1回につき110円
		回数使用				6回で550円

(4) 附属設備使用料

使用区分		単位		使用料	
				一般	児童及び生徒
体育館	吊物設備	1本	1回につき	330円	160円
	移動観覧席	片面	1時間までごとに	1,100円	550円
	スポットライト	1台	1時間までごとに	110円	50円
	放送設備(メインアリーナ)	1式	1回につき	1,100円	550円
	放送設備(サブアリーナ)	1式	1回につき	330円	160円
	移動用放送設備	1式	1回につき	220円	110円
	移動型電光得点表示装置	1組	1時間までごとに	220円	110円
	大型映像装置	1式	使用時間区分ごとに1回につき	12,100円	6,050円
	フロアシート	1枚	1回につき	110円	50円
	移動ステージ	1台	1回につき	220円	110円
	椅子	1脚	1回につき (100脚を超える分)	20円	10円
	電気機器持込料	1キロワットまでごとに		110円	50円
クライミング	放送設備	1式	1回	330円	160円
パークゴルフ場	移動用放送設備	1式	1回	220円	110円
多目的運動広場	放送設備	1式	1回	330円	160円
	夜間照明設備	全面	1時間	550円	270円

(5) 冷暖房設備

利用区分		単位	冷房使用料	暖房使用料
体育館	メインアリーナ	1時間までごとに	5,170円	5,940円
	サブアリーナ			1,540円
	選手控室		110円	110円
	会議室		110円	110円
	ミーティングルーム		220円	220円

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 「回数使用」とは、回数券を利用して施設を使用する場合をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- メインアリーナ又はサブアリーナを区分使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - メインアリーナ又はサブアリーナの2分の1を区分使用する場合 それぞれこの表に定める額(備考6の適用がある場合は、その適用後の額。次号において同じ。)の2分の1の額
 - メインアリーナの3分の1を区分使用する場合 この表に定める額の3分の1の額
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額(備考6又は備考7の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額(備考6又は備考7の適用がある場合は、その適用後の額)とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(6) パークゴルフ場 施設使用料

使用区分		使用料	
パークゴルフ場施設	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき110円
		シーズン使用	1人1シーズンにつき1,100円
	一般	普通使用	1人1回につき220円
		シーズン使用	1人1シーズンにつき3,300円
用具使用	用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき	1回につき110円	

- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 「シーズン使用」とは、発行の日から発行の日の属する年度の3月31日までの期間使用できるシーズン使用券によりパークゴルフ場を使用する場合をいう。
- 「1回につき」とは、パークゴルフ場に入場してから退場するまでをいう。
- クラブ又はボールのいずれかを使用する場合の用具使用料は、用具1組の使用料と同額とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。